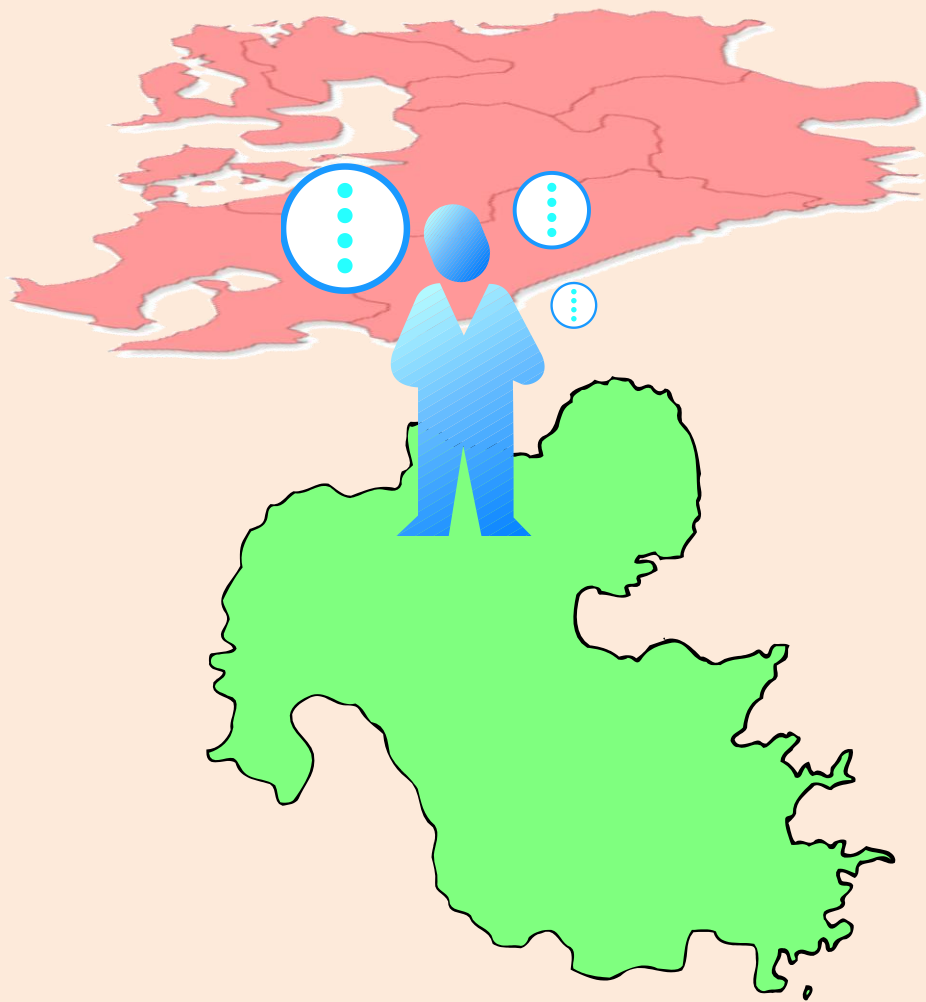


大分から九州を考える



平成23年1月11日
大分県道州制研究会



背景

国、都道府県、市町村は、明治期以来の長きにわたって基本的な構造を維持

○ このうち都道府県は、広域の行政主体として、地域振興や住民福祉などに重要な役割を果たしてきた。

1871年(明治 4) 廃藩置県

1888年(明治21) 現在に至る府県の区域と構成が確立

1890年(明治23) 府県制・郡制の制定

1943年(昭和18) 東京都制の制定

戦後復興期

高度成長期

オイルショック

分権・自立の模索

国・地方を取り巻く環境の変化

①広域的な行政課題の増加

- 住民や企業、行政等の日常活動圏域の拡大
- 自動車産業や半導体産業など県域を越えた産業の集積
- 各県間を繋ぐ社会インフラ整備等の必要性

②グローバル化の進展

- 政治、経済等あらゆる分野で「Local to Local」の時代
- 地域の豊かな個性と資源、そのネットワークにより国が支えられる時代へ
- スピーディな意思決定により、地域社会が独自に近隣アジアを始め世界と結びつく状況

③ 中央集権体制の弊害

- 東京一極集中による地方の疲弊と地域間格差の拡大
- 国・地方の巨額の財政赤字
- グローバル化のなかにおける日本経済の停滞

④国・地方を通じた行財政改革の必要性

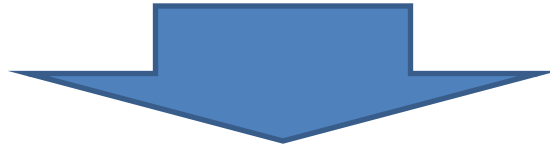
- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、少子高齢化の進展などにより社会保障関係費の増大など、さらに厳しい状況へ
- 厳しい財政の中で、無駄を省き、効率的で効果的な行政運営が不可欠



国と地方の体制の見直し

そのような時代の変化に対応するために

- 地域のことは地域で決められる。
「自己決定」「自己責任」「自己負担」
- そのための権限、財源、人材資源を地方に移譲する。
- 住民参画と透明性を高める。



- 地方分権をさらに進め、国と地方の任務を徹底して見直すことが必要。（「地方ができることは地方に」）
特に、市町村合併が進んだ今、都道府県・国の存在意義の再考が必要。
- 国と地方の二重行政を改め、限られた財源を有効活用しながら、住民サービスを向上させる体制の構築が必要



地方の体制のあり方

国は、国でしかできない国家戦略や危機管理などに集中。
地方は、その他の仕事の一切を、自らの判断と責任において実施することが必要。

そのためには、地方が、

- より広域的で、より専門的な課題に戦略的に対応でき、
- 国からの地方分権の受け皿としての規模・能力を備えた政治・行政の体制を構築することが必要



そのような体制の一つとして構想されているのが、

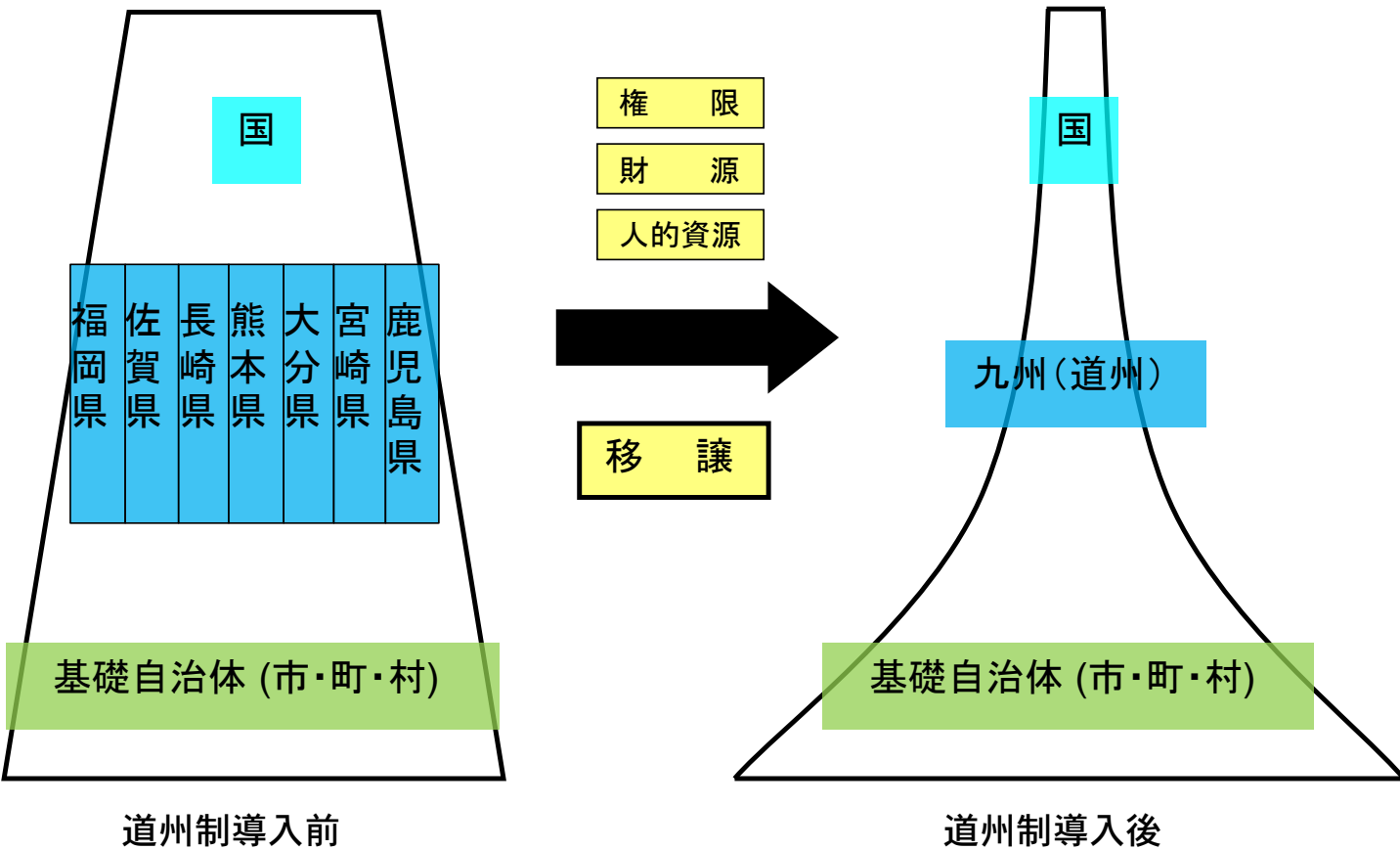
道州制 なのです。

- 現在の国の仕事は、外交・防衛などに絞り込み、その他の事務・権限や必要な財源はできるだけ道州に移譲。(→ 4ページ)
- 現在の都道府県の事務の大半は住民に最も身近な市町村(基礎自治体)に移譲。(→ 4ページ)
- 今の都道府県制を見直し、全国を10程度のブロック(「道」・「州」など)に再編。(→ 5ページ)

※あくまで、道州制は諸課題の解決に向けた手段の一つであり、それ自体が目的ではありません。

道州制導入のイメージ

(参考)道州制に関する答申(H18.10 九州地域戦略会議 道州制検討委員会)



国の役割は、外交・防衛など、真に国が果たすべきものに重点化され、内政の主役は地方(道州+市町村(基礎自治体))が担います。

市町村

基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを総合的に担います

道州

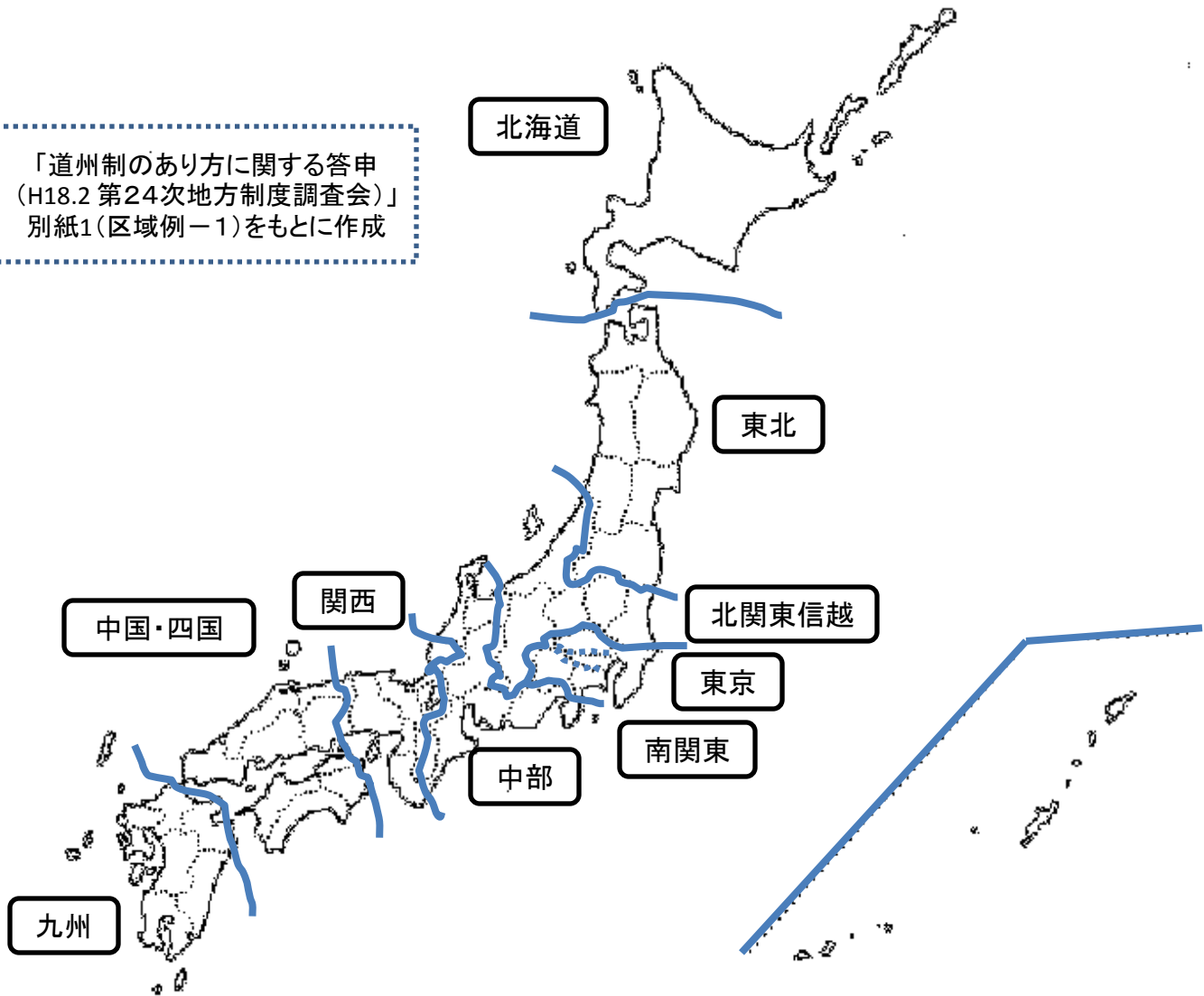
広域自治体として、市町村では対処できない広域的な役割を担います

国

道州では対処できない、主として国家の存立に関わる役割を担います

「新しい国のかたち」

「道州制のあり方に関する答申
(H18.2 第24次地方制度調査会)」
別紙1(区域例-1)をもとに作成



道州の区域の考え方

道州の区域は、社会経済的・地理的・歴史的・文化的条件を勘案して確定することが必要で、さまざまな考え方があります。この区域例は、各府省の地方支分部局に着目し、基本的にその管轄区域に準拠したものです。

なお、東京圏に係る道州の区域については、東京都の区域のみをもって一つの道州とすることも考えられます。



国と地方の事務分担（現行）

○国

- ・国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい事務
- ・全国的な規模、視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

出典：地方自治法

○都道府県

- ・市町村を包括する広域の地方公共団体
- ・広域にわたるものを処理
- ・市町村に関する連絡調整に関するものを処理
- ・事務の規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理

○市町村

基礎的な地方公共団体

資料：総務省

| 分野 | 公共資本 | 教育 | 福祉 | その他 | |
|----|---|---|---|--|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道（指定区間） ○国道（指定区間） ○一級河川 | <ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○私学助成（大学） | <ul style="list-style-type: none"> ○社会保険等免許 ○医師等免許 ○医薬品許可免許 | <ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通関 | |
| 地方 | 都道府県 | <ul style="list-style-type: none"> ○国道（その他） ○都道府県道（指定区間） ○二級河川 ○三級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域 ○市決定 | <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与 ○人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県） | <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ○警察 ○職業訓練 |
| | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道 | <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○二み・し尿処理 ○保健所（特定の市） | <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防 |

道州制下で道州が担う事務のイメージ

| 行政分野 | 道州が担う事務 |
|---------|----------------------|
| 社会資本整備 | ・国道の管理 |
| | ・地方道の管理(広域) |
| | ・一級河川の管理 |
| | ・二級河川の管理(広域) |
| | ・特定重要港湾の管理 |
| | ・第二種空港の管理 |
| | ・第三種空港の管理 |
| 環 境 | ・大気汚染防止対策 |
| | ・水質汚濁防止対策 |
| | ・産業廃棄物処理対策 |
| | ・野生生物の保護・狩猟監視(希少・広域) |
| 産 業・経 済 | ・中小企業対策 |
| | ・地域産業政策 |
| | ・観光振興政策 |
| | ・農業振興政策 |
| 交 通・通 信 | ・自動車運送、内航海運業等の許可 |
| | ・旅行業、ホテル・旅館の登録 |
| 雇 用・労 働 | ・職業紹介 |
| | ・労働相談 |
| 安 全・防 災 | ・危険物規制 |
| | ・大規模災害対策 |
| 福 祉・健 康 | ・介護事業者の指定 |
| | ・高度医療 |
| | ・感染症対策 |
| 教 育・文 化 | ・学校法人の認可 |
| | ・文化財の保護 |
| 市町村間の問題 | ・市町村間の調整 |

色の箇所は、原則として道州が担うこととなる事務で、国から権限移譲のあるものです。

「道州制のあり方に関する答申(H18.2 第24次地方制度調査会)」参考(道州制の下で道州が担う事務のイメージ)をもとに作成



大分県では・・・

大分県道州制研究会

住民視点

- 道州制ありきではなく、県民視点から、道州制のメリット・デメリット、大分県としての発展可能性、九州全体としてのビジョンがどう描けるのか等について、調査研究
- 平成19年10月～平成21年3月
「大分県道州制研究報告書」(平成21年3月)

研究会での議論の概要

道州制に移行した場合には？

肯定的意見(メリット)

- ①広域経済圏による発展
- ②広域地域での行政課題への対応
- ③活力ある地域の実現
- ④行政の効率化
- ⑤人材の育成・確保
- ⑥地方のことは地方で決定する社会の実現

否定的意見(デメリット)

- ①地域アイデンティティ、個性、文化の消失
- ②地域間格差の拡大、地域の衰退
- ③住民サービスの低下
- ④公共機関等の集約化、企業等の競争の激化
- ⑤単なる都道府県合併で終わるおそれ
- ⑥九州府・道州政府の規模

道州制議論の以前に取り組むべきことがあるのでは？

- ①地方分権改革の着実な実行
- ②規制緩和
- ③大分地域の特色の活用、磨き上げ(豊かな地域づくり)
- ④九州が一体となったアジアとの交流

道州制導入の際の前提条件として必要なことは？

- ①社会インフラの整備
- ②国からの権限、財源、人的資源の移譲
- ③地方分権(地域主権)型社会・国家を実現できる国・道州・市町村の役割分担
- ④市町村(基礎自治体)及びその他の団体のあり方検討、十分な体制の確立
- ⑤適切な州都配置